

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和8年3月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 相談 | 問合せ | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 0 | 3 | 4 | 4 | 4 | 919 | 8 | 942 |

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和8年3月分)

▶(都民の声) 都内に支店を設置した場合の法人二税に係る手続について教えてほしい。

(回答) 都内に初めて支店を設置する場合は、「法人設立設置届出書」を提出してください。

一方、すでに都内に事務所等を有する法人で、支店を設置する場合は、「異動届出書」を提出してください。なお、それぞれの届出書の提出先は、都内の主たる事務所所在地を所管する都税事務所です。

また、届出に当たり、令和8年4月1日以降「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本」の添付は不要となりました。

詳細につきましては、以下のURLよりご確認ください。

トップページ<届出・申請><各種様式><申請様式(共通)><法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税>

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/kakusyuyoshiki/shomei/z1>

▶(都民の声) 固定資産税の縦覧について知りたい。

(回答) 固定資産(土地・家屋)の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価され、市町村長(東京都23区内の場合は都知事)がその価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

縦覧とは、この登録された価格について、23区内に固定資産(土地・家屋)を所有する納税者の方、又は納税者から縦覧することについて委任を受けている方が、その価格が適正であるか、他の土地・家屋と比較できる制度です。縦覧期間中(令和8年度は4月1日(水)から6月30日(火)まで)は、固定資産(土地・家屋)が所在する区で課税される土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿をご覧になれます。

詳細につきましては、以下のURL①よりご確認ください。

なお、縦覧期間中は窓口の混雑が予想されますので、各都税事務所等の混雑状況につきましては、以下のURL②よりご確認ください。

トップページ<税金の種類><不動産と税金><固定資産税・都市計画税(土地・家屋)><<縦覧のお知らせ>固定資産税にかかる土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)>

URL①:https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/real_estate/kotei_tosi/juran

トップページ<都税事務所等一覧><窓口混雑状況>

URL②:<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/madogutijoukyou>

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。